

健康保険法等の一部を改正する 法律案の概要について

趣旨

国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくため、「医療制度改革大綱」(平成17年12月1日政府・与党医療制度改革協議会決定)に沿って、医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編・統合等所要の措置を講ずる。

骨子

1 医療費適正化の総合的な推進

- (1) 生活習慣病対策や長期入院の是正など中長期的な医療費適正化のための医療費適正化計画の策定【平成20年4月】
- (2) 保険給付の内容・範囲の見直し等
 - ・ 現役並みの所得がある高齢者の患者負担の見直し(2割→3割)、療養病床の高齢者の食費・居住費の見直し【平成18年10月】
 - ・ 70～74歳の高齢者の患者負担の見直し(1割→2割)、乳幼児の患者負担軽減(2割)措置の拡大(3歳未満→義務教育就学前)【平成20年4月】
- (3) 介護療養型医療施設の廃止【平成24年4月】

2 新たな高齢者医療制度の創設 【平成20年4月】

- (1) 後期高齢者(75歳以上)を対象とした後期高齢者医療制度の創設
- (2) 前期高齢者(65歳～74歳)の医療費に係る財政調整制度の創設

3 都道府県単位を軸とした保険者の再編・統合

- (1) 国保財政基盤強化策の継続【平成18年4月】、保険財政共同安定化事業【平成18年10月】
- (2) 政管健保の公法人化【平成20年10月】
- (3) 地域型健保組合の創設【平成18年10月】

4 その他

中医協の委員構成の見直し、団体推薦規定の廃止等所要の見直し【平成19年3月】 等

保険給付の内容・範囲の見直し等

- 高齢者の患者負担の見直し(現行:70歳未満3割、70歳以上1割(ただし、現役並み所得者2割))
 - ・ 現役並み所得の70歳以上の者は3割負担 (平成18年10月～)
 - ・ 新たな高齢者医療制度の創設に併せて高齢者の負担を見直し (平成20年4月～)
70～74歳 2割負担、75歳以上 1割負担(現行どおり)
- 療養病床に入院している高齢者の食費・居住費の負担引上げ (平成18年10月～)
- 高額療養費の自己負担限度額の引上げ
高額療養費の自己負担限度額について、低所得者に配慮しつつ、賞与を含む報酬総額に見合った水準に引上げ (平成18年10月～)
併せて、高齢者医療制度の創設に伴い見直し (平成20年4月～)
- 現金給付の見直し
 - ・ 出産育児一時金の見直し(30万円→35万円) (平成18年10月～)
 - ・ 傷病手当金及び出産手当金の支給水準の引上げ・支給範囲の見直し (平成19年4月～)
 - ・ 被用者保険の埋葬料の定額化(5万円) (平成18年10月～)
- 乳幼児に対する自己負担軽減措置の拡大 (平成20年4月～)
高齢者医療制度の創設に併せて、乳幼児に対する自己負担軽減(2割負担)の対象年齢を3歳未満から義務教育就学前までに拡大
- 高額医療・高額介護合算制度の創設 (平成20年4月～)
- 保険料賦課の見直し
 - ・ 標準報酬月額の上下限の範囲の拡大 (平成19年4月～)
 - ・ 標準賞与の範囲の見直し (平成19年4月～)

船員保険(職務外)の現金給付の見直しについて

医療制度改革大綱(抄)

傷病手当金及び出産手当金については、支給額への賞与の反映などの見直しを行う。(平成19年4月～)
 出産育児一時金を現行の30万円から35万円に引き上げる。(平成18年10月～)
 被用者保険の埋葬料は、5万円とする。(平成18年10月～)

【 現 行 】

【 見直し後 】

○ 出産育児一時金

・ 30万円

・ 35万円に引上げ

○ 傷病手当金

・ 最長で1年6ヶ月間、1日につき賃金の6割相当額を支給

・ 賃金の3分の2相当額を支給
(支給額にボーナスを反映)

※ 疾病任意継続被保険者資格取得1年経過後の発傷病には支給しないこととする。

○ 出産手当金

・ 産休中の間、1日につき賃金の6割相当額を支給

・ 賃金の3分の2相当額を支給
(支給額にボーナスを反映)

※ 疾病任意継続被保険者には支給しないこととする。

○ 葬祭料

・ 2ヶ月の賃金相当額
(最低保障10万円)を支給

・ 定額5万円を支給

※ 葬祭料に併せて付加給付することとする。

○ 家族葬祭料

・ 1.4ヶ月の賃金相当額
(最低保障10万円)を支給

・ 定額5万円を支給

※ 家族葬祭料に併せて付加給付することとする。

高齢者の患者負担の見直し

医療制度改革大綱(抄)

- 70歳以上の高齢者のうち、現役並みの所得の者については、現役と同様に3割負担とする。 (18年度)
- 75歳以上の後期高齢者については、1割負担(ただし、現役並みの所得を有する者は3割負担)とする。
 - ・70歳未満の者については、これまでと同様に3割負担とし、70歳から74歳の者については、2割負担(ただし、現役並みの所得を有する者は3割負担)とする。その際、1割負担から2割負担となる70歳から74歳までの低所得者については、自己負担限度額を据え置く措置を講ずる。 (20年度)

1. 70歳以上の高齢者の患者負担 (平成18年10月～)

現役並み所得者 2割 → 3割

(注) 公的年金等控除の縮減及び老年者控除の廃止に伴い、新たに現役並み所得者に移行する70歳以上の高齢者については、平成18年8月から2年間、自己負担限度額を一般並みに据え置く。

現役並み所得者 80,100円 + <医療費> × 1% → 一般 44,400円

2. 70歳以上の高齢者の患者負担 (平成20年4月～)

70歳～74歳の高齢者 1割 → 2割

(注) 70～74歳の低所得者については、自己負担限度額を据え置く。 《外来》

自己負担限度額	低所得者Ⅱ	《8,000円》	24,600円
	低所得者Ⅰ	《8,000円》	15,000円

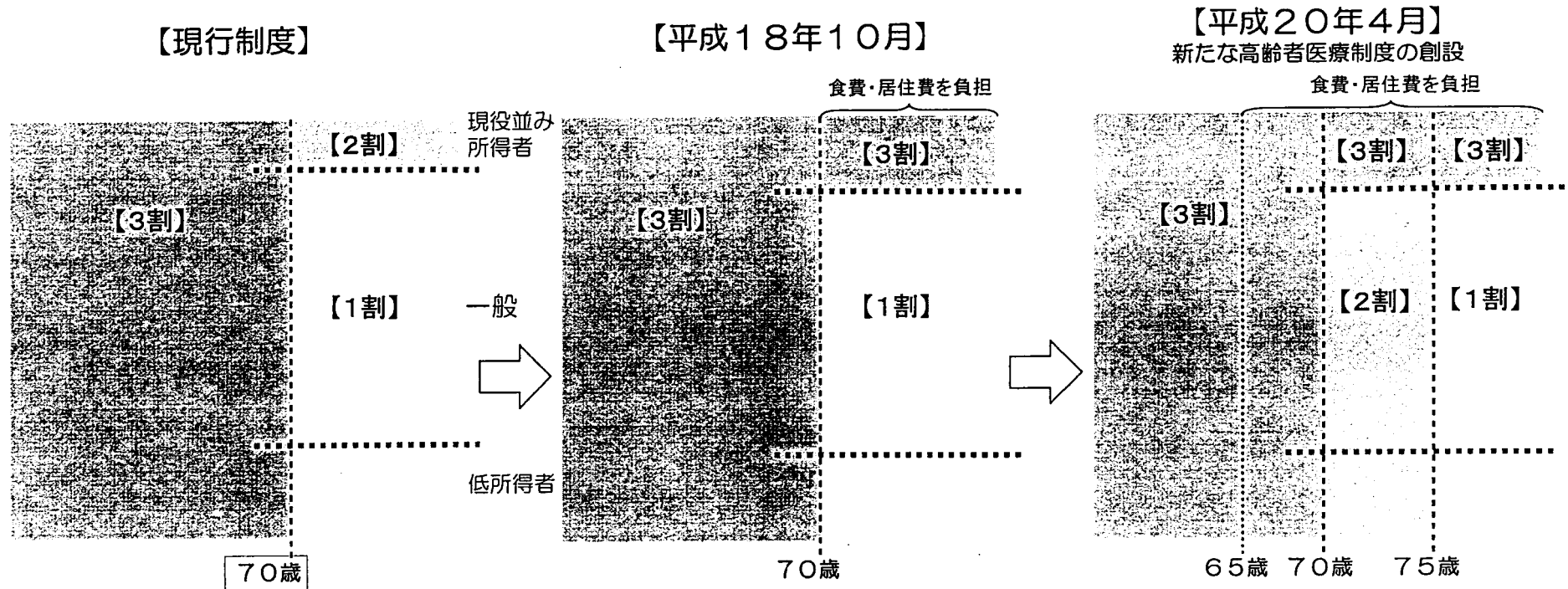
(参考) 65～69歳の3割負担、75歳以上の1割負担については、変更なし。

(参考) 現役並み所得者…月収28万円以上(サラリーマンの場合)・課税所得145万円以上の高齢者

<現役並み所得となる世帯の収入>		改正前	改正後
高齢者	夫婦2人世帯	約620万円以上	→ 約520万円以上(年収ベース)
	単身世帯	約480万円以上	→ 約380万円以上(年収ベース)

高齢者の患者負担等

- 高齢者の患者負担については、現役世代との均衡を考慮した適切な負担を求める観点から、以下のような見直しを行う。
- ①現役並みの所得を有する者に係る定率負担について、現役世代と同等の負担割合とする(平成18年10月実施)、
 - ②新たな高齢者医療制度の創設に併せて、70歳以上75歳未満の前期高齢者について、現役世代と75歳以上の後期高齢者に係る定率負担との均衡を踏まえた負担割合を設定する(平成20年度実施)
- また、65歳以上70歳未満の高齢者については、定率負担の見直しと併せて、食費・居住費の負担を見直す。
(現行一食材費のみ、見直し後一食材費、調理コスト及び光熱水費)



注1) 現役並み所得者：課税所得145万円、標準報酬月額28万円相当以上(高齢者夫婦世帯の場合、年収約620万円以上)

注2) 平成18年実施の公的年金等控除等の見直しにより、現役並み所得者の最低年収額が下がり、対象者が増加する。

- ・最低年収額(夫婦世帯の場合) 約620万円以上 → 約520万円以上
- ・現役並み所得者の対象者約6%(約120万人) → 約11%(約200万人)

新たに現役並み所得者となる者については、平成18年8月から2年間、自己負担限度額を一般並みに据え置く経過措置を講じる。

注3) 低所得者：住民税非課税世帯

療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の負担について

医療制度改革大綱(抄)

療養病床に入院する高齢者については、低所得者に配慮しつつ、食費・居住費の負担の見直しを図る。
(平成18年度)

1 見直しの概要

- (対象者) 療養病床に入院する70歳以上の高齢者(18年10月以降)
- (負担額) ① 食費 食材料費及び調理コスト相当を負担(4.2万円) } ※介護保険と同額
② 居住費 光熱水費相当を負担(1.0万円)
- ※ 現行は食材料費相当を負担(2.4万円)
※ 1割の定率自己負担と合計した場合の平均的な負担額は、9.4万円(介護保険は8.9万円)

2 低所得者対策

所得の状況に応じて食費及び居住費の負担額を設定し、負担の軽減を図る。

<低所得者の食費・居住費負担額>	低所得者Ⅱ (住民税非課税世帯)	－ 3.0万円	} 介護保険と同じ水準
	低所得者Ⅰ②(年金受給額80万円以下等)	－ 2.2万円	
	低所得者Ⅰ①(老齢福祉年金受給者)	－ 1.0万円	

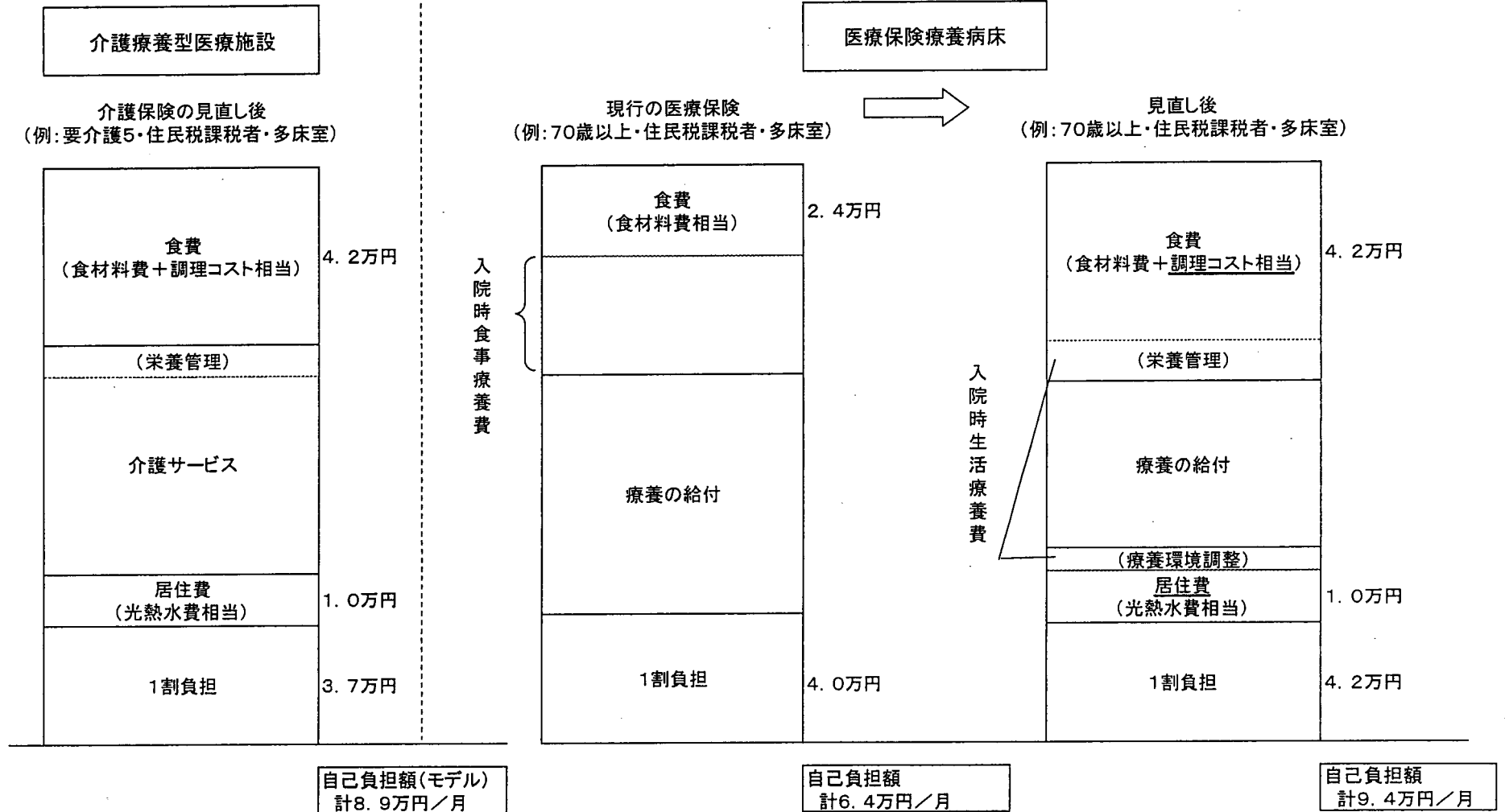
3 負担の対象外となる患者

入院医療の必要性の高い患者(人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する患者や脊髄損傷(四肢麻痺が見られる状態)、難病等の患者)については、現行どおり食材料費相当のみを負担することとする。

4 新たな高齢者医療制度の創設に伴う措置

新たな高齢者医療制度の創設と併せて、65歳以上70歳未満の者について同様の負担の見直しを行う。
(平成20年4月～)

療養病床に入院する高齢者に係る食費及び居住費の見直し



は自己負担部分
 は療養病床において新たに負担を求めることとするもの